

# 「子年飢饉（1852年）」の後で……

砂川玄正（平良市総合博物館学芸員）

## 1. はじめに

農作物を中心とした自給自足の社会において、最も恐いのは台風や旱魃などの自然災害である。台風に襲われて家屋・食料を失い、更に旱魃が続いて農作物が全滅となると、自然食料難に陥って飢饉となるのは必至である。近世時代の宮古も農作物中心の自給自足の社会であり、自然災害の被害も例外ではない。1852年は子年、この年の宮古島は3度も台風に襲われ、更に旱魃が長びいて農作物が全滅し、ついには食糧難に陥って大飢饉となつた。いわゆる、「ニヌティヤーッスウ」と伝えられる「子年の飢饉」である。

1852年4月6日、宮古は大きな台風に襲われた。その後、旱魃となり農作物に被害が出始めたが、また、7月8日にも台風があり芋・黍・豆類に被害を出してひき続き旱魃となつた。この間、麦だけで食糧を支えてきたが、これも次第に喰い尽くして7月末頃には食糧難に陥った。蔵元では8月8日から御用布係の者たちへ、8月18日からはその他の飢餓人たちへ救護米を支給して救済に当たったが、8月21日にはまたも大きな台風に襲われた。この台風で村番所・亭積家など33軒、役人・士族・百姓ら405軒の家屋が倒壊、芽生えてきた芋や野菜類も全滅し、9月初め頃には大飢饉となって日毎に飢餓人が増加していった。10月になって王府から救済のための拝借米が支給されたが、飢餓人の食糧を満たすことはできず、加えて12月の初め頃には熱病も流行して、2139人の餓死者・病死者を出した。翌年2月10日頃からようやく麦や芋実などが収穫でき、また、熱病も治まって状況は序々に回復に向かったが、その被害は悲惨なものであった。

この「子年飢饉」では年貢上納に多くの滞納者がでた。台風で家屋を失った人々は年貢どころか村の貯穀（自然災害に備えて各村で蓄えた粟）や蘇鉄・種子用の粟も喰い尽くして日々の糧もなく、日ごろ喰いなれない青葉や木の実・海草などを採取して飢えを凌ぐという状況であった。農耕用の牛馬（牛・1315匹、馬・644匹）も盗み取られ、或いは、喰い尽くされた。また、平良5か村では飢えを凌ぐため配当した真苧・かせ糸も売り払い、且つ、餓死者も多く出たため、五か村負担の上納布を他の村々へ配分して負担させるという状況もでた。『宮古史伝』（慶世村恒仁・昭和2年）は、この「子年飢饉」の悲惨な状況を「路頭に食を乞う者多く父子兄弟相掠め親戚知友相奪い、慘たんたる地獄の餓鬼道を示現した。」「加えるに寒氣凜烈にして庶民は算を亂して路傍に倒ほれ」「最早島内には人類

はなくなるだろうと畏怖せられた。」と記している。

この「子年飢饉」で生き残った人々は、その後どのように生き延び、どのようにしてこの疲弊した状況を乗り越えたのであろうか。ここでは限られた史料ではあるが『球陽』や『家譜』などの記録をもとに、「子年飢饉」後の人々の生き様や各村が復興していく状況を明らかにしたい。

## 2. 『球陽』に見る「子年飢饉」後の宮古

### 2019 [宮古島]

本年、宮古島の人民三十四名を褒嘉して各爵位を賜う。

宮古島は、積年困疲し、更に兼ねるに上届子年以来、屢々飢饉に逢ひ、民、食物の餉口する無く、牛を宰りて食ろ為す。牛已に殆ど尽き、毎村僅かに二三口を蓄ふのみ。耕田の時に当り、甚だ不便有り。但々島民困疲して牛馬購買する資無し。幸に島民三十四名有りて、墾する所の山野の田畠□び牛・馬・豚等の類を將て各村に分給し、以て利益と為す等の由、檢者向汝□（翁長親方朝典）朝廷に報明す。是れに由りて西仲宗根村の加尼川満を賞して越級して筑登之座敷位を賜ひ、其の余は、毎名各爵位を賜ひて、以て褒典を示す。

### 訳・〔宮古島〕

本年（1857年）、宮古の人民34名を褒めてそれぞれに爵位を賜う。

宮古島は、長年、困窮疲弊し、更に子年（1852年）以来、しばしば飢饉に逢い、島民は食物の生計をたてることもできず牛を潰して食料にしている。すでに牛も殆ど喰い尽くしどの村もわずかに2・3匹の蓄えがあるのみである。田を耕作する時などはすごく不便である。島民は困窮疲弊して牛馬を購入する余裕はない。幸い島民34名の者がいて、開墾した所の山野の田や牛・馬・豚などの類を各村に分け与えて、各村に利益をもたらしたとの由、檢者・翁長親方から王府に報告があった。これにより、西仲宗根村のカニ川満を賞して昇級させ筑登之座敷の位を与えた。その他の者たちにもそれぞれに爵位を与えて褒賞した。

### 2068 [比嘉村]

本年、太平山島の前里筑登之等十名を褒嘉して各爵位を賜ふ。

太平山島比嘉村の属地最寄の大川・裏底・野嘉那・佐事等の処に、多く衆民の水田有り。皆荒蕪に棄てて人の耕転する無し。又多く水田を開くべきの野有り。時に檢使の在島する有り。該村胥役等に着令して水田を開墾せしむ。去後、称に拠れば、一万五百余坪は、水田を開き成し、其の余の一万五千坪は、七年を限定して以て開き成すべし等の由。隨即島

民前里筑登之・川満筑登之・川満筑登之・比嘉筑登之・川満筑登之・比嘉仁屋・砂川仁屋・前里仁屋・前里仁屋・川満仁屋十名に着令して其の督理を為さしむ。該前里等、精力を振励して土民を引き誘ふ。而して窮民に於いては、給するに地畝・牛馬等の類を以てす。是に由りて人皆力を励まして田を開き、更に水田二千百三十余坪を開く。水田を総計するに共に二万七千六十坪に及び、永く村中の益と為る。伏して乞う、褒賞を酌賜せよ等の由、該島檢見役□び在番・頭目など朝廷に鮮明す。是に由りて各爵位を賜ひて以て褒典を示す。

#### 〔比嘉村〕

本年（1859年）、宮古島の前里筑登之等10名を褒賞してそれぞれに爵位を賜う。

宮古島比嘉村の属地、大川・浦底・野嘉那・佐事等には多く村人の水田がある。皆、荒蕪地になり耕作をする人がいない。又、多く水田の開ける原野が有る。檢使が宮古に在島中、該村の役人らに命令して水田を開墾させた。1万5百余坪は水田を開き、その残りの1万5千坪は7年を計画で開墾する予定であるとのこと。即ち、島民前里筑登之・川満筑登之・川満筑登之・比嘉筑登之・川満筑登之・比嘉仁屋・砂川仁屋・前里仁屋・前里仁屋・川満仁屋ら10名に命令してその監督をさせた。前里らは精力的に奮闘して村人を率先した。そして、窮民には30坪の土地や牛馬の類を与えた。これにより、人は皆、力を励まして田を開墾し、水田2130余坪を開いた。水田を総計すると2万7千60坪にも及び未永く村中の利益となるものである。褒賞を賜わるよう檢見役・在番・頭目などから王府に要請があつた。これによりそれぞれに爵位を与えて褒賞した。

#### 〔来間村〕

本年、太平山島来間村の仲宗根仁屋等五名を褒嘉して各爵位を賜ふ。

太平山来間村は、百姓困疲し、貢を欠き賦を滞る。幸いに本村の仲宗根仁屋・砂川仁屋・前里仁屋・下地仁屋・来間仁屋等五名有り。胥役の令に遵依し、百姓を引き誘ひて農業に□□す。時に厥の後より凶歳に逢ふと雖も、貢賦を全納して少しも柁欠無し。且前日欠く所の貢賦共計大米二十石一斗五升余奇は、原、三年を限定にして逐漸償納するを許す。該仲宗根等、之れが為に疇画し、去年より今年に至るまで、小米・大豆・小麦等の項を將て扣抵して納清す。但に此れのみならず、百姓に着令して広く苧藍を栽ゑて以て衣服の用に備へしむ。更に蘇鉄三千百八十株を植ゑて以て不慮の需に備ふ。該仲宗根等、村の為に益を図ること洵に一端に非ず。伏して乞ふ、褒賞を酌賜せよ等の由、該村胥役呈詳し、該島檢見役・在番・頭目等印結を加具して朝廷に稟明す。是れに由りて各爵位を賜ひて以て褒典を示す。

訳・〔来間村〕

本年（1859年）、宮古の来間村の仲宗根仁屋ら5名を褒賞しそれぞれに爵位を賜う。

宮古の来間村では百姓が困窮疲弊して年貢も滞っていた。幸い、本村の仲宗根仁屋・砂川仁屋・前里仁屋・下地仁屋・来間仁屋ら5名は役人の命令を遵守し百姓を集めて農業に励ました。それより後は凶年に逢っても年貢を全納し少しも不足をきたしたことはない。且つ、以前に滞納していた年貢・大米20石1斗5升余は、3年の期限で返納することを許した。そのため仲宗根らは計画を立て、去年から今年に至るまで小米・大豆・小麦などをもって滞りなく完納した。又、それのみならず、百姓に指示して広く苧麻や藍を栽培させ衣服の用に備えさせた。更に蘇鉄を3180植えさせて不慮の需要に備えた。仲宗根ら、村のために利益を図ること誠に甚大なものがある。褒賞を賜るようにと村の役人から提唱があり、宮古の検見役・在番・頭目ら決裁のうえ王府へ要請があった。これによりそれぞれに爵位を与え褒賞した。

2071 〔川満村〕

本年、太平山島川満村の川満仁屋等三名を褒嘉して各爵位を賜ふ。

太平山島川満村に有る所の池田は、水漏れ泥乾きて耕転するを得ず。時に本村田作事川満仁屋・下地仁屋・与之志金城等三名あり、心を尽くし力を尽くし、百姓を振励して水道を決鑿し、水田共計一万七千七百四十七坪を開き成し、今年始めて禾苗を植ゑ、産米二十四石二斗余奇を刈獲し、諸凡の貢賦を完納す。更に欠賦に至りても、亦已に期に先だちて納清し、甚だ村中の益と為る。伏して乞ふ、褒賞を酌賜せよ等の由、該島検見役・在番・頭目等朝廷に稟明す。是れに由りて各爵位を賜ひて以て褒典を示す。

訳・〔川満村〕

本年（1859年）、宮古島川満村の川満仁屋ら3名を褒賞しそれぞれに爵位を賜う。

宮古島の川満村にある所の池田は、水がもれ泥が乾いて耕作できなかった。時に本村の田作事の川満仁屋・下地仁屋・与之志金城ら3名は、心を尽くし力を尽くし、百姓を激励して水道を開溝。水田とも計1万7千7百47坪を開き、今年始めて稻を植え、24石2斗余の米を収穫して諸々の貢賦を完納した。更に滞納の貢賦に至っても期限前に全納し、甚だ村中の利益となつた。褒賞を賜うように宮古の検見役・在番・頭目らから王府に要請があった。これによりそれぞれに爵位を与えて褒賞した。

2072 〔新里村〕

本年、太平山島新里村の渡真利仁屋・加那勝連等二名を褒嘉して各爵位を賜ふ。

太平山島新里村は、困窮已に極まり、多く貢賦を逋る。幸に本村地作事渡真利仁屋・加那勝連等二名有り。胥役の令に遵依し、百姓を引誘ひて力を農業に励ます。時に厥の後より毎年貢賦は、額に照して完納し毫も柁欠無し。且前日滯る所の貢賦共計大米四十九石七斗六升余奇は、原、四年を限定して漸を逐ふて償納するを許す。該渡真利等、之れが為に慮を発し、去年より本年に至るまで、小米・大豆・小麦等の項を將て扣抵して納清す。且村民に着令して広く苧藍を栽て、以て衣服の用に備へしめ、益を村に胎すこと少なからず。伏して乞ふ、褒賞を酌賜せよ等の由、該村胥役呈詳し、該島檢見役・在番・頭目等印結を加具して朝廷に稟明す。是に由りて各爵位を賜ひて以て褒典を示す。

#### 訳・〔新里村〕

本年（1859年）、宮古島新里村の渡真利仁屋・加那勝連ら2名を褒賞してそれぞれに爵位を賜う。

宮古島の新里村は困窮極まり多く貢賦を滯納した。幸に本村に地作事の渡真利仁屋・加那勝連ら2名は役人の命令を遵守し、百姓を集め農業に力を入れ励ました。それより後は毎年の貢賦も額に照らして完納し少しも不足することはない。又、以前に滯納していた貢賦計49石7斗6升余は4年を期限に償納するを許可した。そのため渡真利らは熟慮して、去年より本年に至るまでに小米・大豆・小麦などをもって滞りなく全納した。更に、村民に指示して広く苧麻や藍を栽培させて衣服の用に備えさせ、村に多大な利益をもたらした。褒賞を賜うよう村の役人から提唱があり、宮古の檢見役・在番・頭目ら決裁のうえ王府に要請があった。これによりそれぞれに爵位を与え褒賞した。

#### 2092 [友利村・伊良部村・砂川村]

本年、太平山島友利村の友利仁屋、伊良部・砂川両村の人民六名を褒嘉して各爵位を賜ふ。

太平山島友利村の友利仁屋は、身を修むるに正を以てし、事を行ふに善を以てす。外は農事より内は家業に至るまで百般据拠し、諸凡の貢賦少しも柁欠無し。且老父の家に存す有り。歳七旬を逾ゆ。優に衣食を備へ厚く孝養を尽くす。且親族人等に於ても、交はるに和睦を以てす。村民の貧乏者に於ては、屢々物件を給して以て用度に資す。且該村は、客歳七月の際、旱魃□を為し、栽うる所の薯蔓結実稀少にして窮□の□黎日食継ぎ難く、貯ふる所の粟種も、亦已に喫ひ尽くして、正に飢餓の際に在り。該友利、目撃して心傷み、大麦両包余・粟種一包余・豆醬五十七斤を分給して、以て嗷々待哺の急を救ふ。

又、伊良部村は、近年以来飢饉踵を接し、多く貢賦を逋れ、其の困疲を極む。幸に該村伊良部仁屋・下地仁屋・松原仁屋・武謝与那霸・加根伊良部等五名有り。村民を振励し、

既に農事を治め、複、家業に勤めて、一切の年貢欠賦は概ね納清す。之れに兼ねるに村民に着令して麻苧・藍草を加植して、以て公布・私衣の用に備へしむ。

又、砂川村は、上届子年飢饉先づ臻り、熱病嗣いで行り、農業を修めず貢賦を弁じ難し。幸に該村砂川仁屋有りて、胥役の命令に遵依し、村民を引誘ひて農業に□□せしむ。時に厥の後より諸凡の貢賦、期に照して完納し、毫も遅滞無し。且村民に着令して地畝を墾成し窮民に分授するの外、更に荒土を闢きて小米を播種し、以て貢賦の補と為さしむ。但に此のみならず、貧乏者に於ては、給するに小米等の件を以てし、益を村に胎すること少からず。伏して乞ふ、褒賞を酌賜せよ等の由、各村胥役等檢呈し、檢見役・在番・頭目等印結を加具して朝廷に稟明す。是れに由りて各爵位を賜ひて以て褒典を示す。

訳：〔友利村・伊良部村・砂川村〕

本年（1860年）、宮古島友利村の友利仁屋、伊良部・砂川両村の人民六名を褒賞してそれぞれに爵位を賜う。

宮古島の友利村の友利仁屋は、身を修めるに正直を以てし、事を行うに善を以てす。外は農事から内は家業に至るまで全てに落ち着きがあり、諸々の貢賦も少しも不足したことがない。且つ、家には老父がおり、84才を越える。優しく衣食を備え厚く孝養を尽くす。且つ、親族の人々とも和睦をもって交わっている。村民に貧乏者がおればしばしば物資を与えて生活の助けとする。且つ、この村は去年の7月に干ばつがひどく、植えた芋かずらの実も少なく窮乏して日々の食糧も続きかね、蓄えてあった粟種も喰い尽くして、まさに飢餓に陥っている状況である。友利はこれを見て心傷み、大麦兩包余・粟種一包余・豆醬57斤を分給し、以て飢餓の急を救った。

〔伊良部村〕

又、伊良部村は、この数年飢饉がひどく多くの人々が貢賦を滯り、極端に困窮疲弊に陥っている。幸いこの村の伊良部仁屋・下地仁屋・松原仁屋・武謝与那覇・加根伊良部ら5名は、村民を激励して農業を振興し、又、家業に勤めて、一切の滞納分の年貢も殆ど完納させた。更に、村民に指示して苧麻・藍草を増植栽し、以て公布・私服の用に備えさせた。

〔砂川村〕

又、砂川村は、子年の飢饉が進行し、次いで熱病が行り、農業ができずに貢賦を納めかねている。幸にこの村の砂川仁屋は役人の命令を遵守して、村民に呼びかけ農業に専念さ

せた。その後よりは諸々の貢賦も期限内に完納し少しも遅滞することがない。又、村民に指示して土地を開墾し困窮の民に分け与えた。更に荒土を開いて小米をまき、以て貢賦の補いとさせた。それのみならず、貧乏者には小米などの物資を支給するなど、村のために多大な貢献があった。

褒賞を賜うよう各村の役人から提唱があり、検見役・在番・頭目ら決裁のうえ王府に要請があった。これによりそれぞれに爵位を与えて褒賞した。

#### 2094 [仲地村]

本年、宮古島仲地村の下地仁屋・富浜仁屋・奴千手下地・真戸仲地・蒲戸松原等五名を褒嘉して各爵位を賜ふ。

宮古島の仲地村は、近年以来飢饉踵を接し、多く貢賦を欠き其の困窮を極む。幸に該村の下地仁屋・富浜仁屋・奴千手下地・真戸仲地・蒲戸松原等五名有り。村民を振励して既に農事を修め、複、家業に勤め、年貢を奉納するを除くの外、更に欠賦に至りても亦納清を致す。且村民に着令して苧麻・藍草を加栽して以て公私両布用に備へしめ、甚だ利益と為る。伏して乞ふ、褒賞を酌賜せよ等の由、該村胥役等檢呈し、検見役□び在番・頭目等印結を加具して朝廷に稟明す。是れに由りて各爵位を賜ひて以て褒典を示す。

#### 訳・[仲地村]

本年（1860年）、宮古島仲地村の下地仁屋・富浜仁屋・奴千手下地・真戸仲地・蒲戸松原ら5名を褒賞してそれぞれに爵位を賜う。

宮古の仲地村は、ここ数年飢饉が続き多くの貢賦を滞納し困窮を極めている。幸い、この村の下地仁屋・富浜仁屋・奴千手下地・真戸仲地・蒲戸松原ら5名は、村民を激励して農業を振興し、又、家業に勤めて、年貢を奉納し、更に滞納分の貢賦に至っても全納した。且つ、村民に指示して苧麻・藍草を増栽培し以て公私両布用に備えさせ、甚だ利益をもたらした。褒賞を賜うようこの村の役人から提唱があり、検見役・在番・頭目ら決裁のうえ王府に要請があった。これによりそれぞれに爵位を与えて褒賞した。

#### 2095 [砂川村]

本年、宮古島の砂川与人の功労を褒嘉して其の母の・・・・。

宮古島の砂川与人は、莅任以来、百姓を指揮して農業に□□せしむ。且該島は、原、藍草・苧麻・蕉芋・棕櫚・久葉・蘇鉄等の項少し。該与人、目差と会談し、百姓に着令して多く栽植為せしむ。且該島は欠賦甚多く、只地畝の出産を將てしては、例貢を奉納するを除くの外、更に欠賦を納むるは、實に堪え難き所なり。該与人、農隙を察見し、百姓に

着令して野地一万四千四百坪・荒地五千六百坪余を開墾し、以て出産を広めしむ。且島民家を造るの時、繁華維れ崇びて費用少からず。該与人、百姓に着令して其の悪習を改めしむ。且つ屢々苧麻・焼酒・茶葉等の件を給して以て恩恵を施す。但に此れのみならず、凡事島の為に籌画し、多く利益を貽す。是を以て朝廷、客歲褒書を賞賜して以て其の身を榮す。(後略)

### 訳・〔砂川村〕

本年(1860年)、宮古島の砂川与人の功労を褒賞してその母の . . . 。

宮古島の砂川与人は、就任以来、百姓を指揮して農業に専念させた。この島はもともと藍草・苧麻・蕉芋・棕櫚・久葉・蘇鉄等の類が少ないので、この与人は目差と相談し百姓に命令して多く植栽させた。この島は滞納貢賦が甚だ多く、今ある畠地の生産だけでは例年の貢賦の外に、更に滞納分を納めるには実に不可能な所である。この与人は農業の隙を見計らって百姓に命令し、原野1万4千4百坪・荒地5千6百坪余を開墾して生産を広くした。且つ、島民が家を造る時、豪華に造ることを好んで費用をかけているので、この与人は百姓に命じてその悪習を改めさせた。且つ、しばしば、苧麻・焼酒・茶葉等の物資を支給して恩恵を施した。これのみならず、全ての事で島のために計画し多くの利益をもたらした。これを以て王府は、去年、褒書を賞賜してその栄誉を讃えた。(後略)

### 3. 『系図家譜』に見る「子年飢饉」後の宮古

#### (1) 『白川氏支流家譜』(小祖・十三世恵増)に見る〔松原村〕

十七世 恵廣棚原尔也(保栄茂尔也)

童名・屋真 道光十八年戊戌十月八日生(1838年10月8日生まれ)

咸豐五年乙卯五月八日 為松原村耕作仮筆者

(1855年5月8日・松原耕作仮筆者となる)

口上覚

松原村耕作仮筆者

保栄茂仁屋

#### 〔松原村〕

右者恐多御座候得共申上候。

一、曖村之儀、素ヨリ疲入候上近年凶作相続上納物渥々調兼未進穀三百五拾石余相疊り、百姓共及難儀候付、皆目上納之術段々相勧候得共、太分之穀高一時之上納難相調年符上納願済之上、其通上納仕来候処、可成程年符引寄上納仕候様御取訳被仰渡趣承知仕疲方之

村所年分上納物懸而何様之勧を以、右年賦引寄せ上納相調可申哉与至極心配仕農作・家業之働く方折角引進不斷作場立合、仕口之善惡・勤怠等精々下知方引励候上、那底杣山之内七千九拾九坪式合御訟済之上開地を以粟蒔入させ、草払いは不取後入念下知方引励候付、去々年者年貢上納之外式拾石五斗四升五合八勺四才余勢取図、去々年訟之上未進引寄上納仕、去年二者未進穀兼而年賦之外引寄皆目上納仕、頂々之次第御座候。

訳・曇村のことについて、以前から疲弊している上に近年凶作が続き、上納物を調べ兼

ねて未進穀350石余かさなり、百姓共が難儀に及んでいるので、全て上納すべく勧  
請へたが、大分の穀高を一時に上納することは難しく年賦上納を願い出て、その通り  
上納してきたが、なるべく年賦の期間を短縮するよう仰せ渡され承知したものの、  
疲弊の村は今年分の上納物もあり、どの様な働きを以て、右の年賦を短縮して上納  
物を調べるべきかとすごく心配し、農作・家業の働き方も積極的に押し進め、絶え  
ず作業場にも立ち会って、仕事の善惡や勤怠など下知して励ました上、那底の杣山  
の内、7099坪2合許可を受けて開墾して粟を蒔かせ、草払いも取り後れなく念入り  
に下知して励ましたので、一昨年は年貢上納の外に20石5斗4升5合8勺4才余の  
収穫があったので、願い出て未進穀を引き寄せ上納し、去年には未進穀も含めて短  
期間に全て上納し、最高調の次第である。

一、当村之儀、素ヨリ田方所持無之所柄ニ而、仕上世所遣兩座定手形米茂専買入を以相調  
候振合ニ而、右代料調方ニ付而者百姓共及難儀為申事候処、村所後表川嶺与申所之野地田  
方可相成見込を以、右面々百姓共加熟談、去亥年田作方申候処、素ヨリ田方仕付取馴無之  
候付、右面々現場聞合等を以出精下知方仕、去亥年より去々年迄田方四百七拾三坪式合八  
勺堀調稻植付させ、右之出実式石五斗有之右定手形野米相弁、余勢分者未進穀之方江上納  
仕、一稜之補助相成、就中右田之儀水保宜有之所柄ニ而、村所永代之重宝相成可申与奉存  
候。

訳・当村の儀、素より田を所持しない所柄なので、仕上世・所遣兩座の定手形の米も専  
ら買い入れを以て準備するという状況で、右の準備代については百姓共は難儀して  
いたが、村の後表の川嶺という所の原野を田にできるのではと見込んで、右面々、  
百姓共と熟談を重ね、去る亥年（1862年）田を作りあげた。しかし、素より田方の  
仕方に馴れていないので、右面々、現場で質問などを聞いて精力的に指示し、去る  
亥年より一昨年までに田方に473坪2合8勺掘り調べて稻を植えさせ、右の出実2  
石5斗の収穫があったので定手形の米として納め、余りの分は未進穀の方へ上納し

一稜の助けとなっている。中でも右の田は保水の良い所柄なので、村の永代の重宝になるべきものと思う。

百姓之内素ヨリ不便之者共者畠地致持不足、年々諸上納物調方及難儀候付、右面々村所百姓共丁寧加熟談去亥年村所東表いま後与申所之あたん（ら）ち九百四拾六坪式合八勺完明開壠人二付四百七拾三坪式合八勺完相渡粟蒔入させ、草払等精々下知方引励候付、右者共ニも勧立、其以来年々諸上納物全相調申候。

訳・百姓の内、素から困窮している者共は畠地に不足して、年々、諸上納物の調べ方に難儀しているので、右の面々、村の百姓共と丁寧に熟談し、去る亥年（1862年）に村の東表「いま後」という所のアダン地を946坪 2合 8勺開墾し、一人に付き473坪 2合 8勺ずつ渡して粟を蒔き入れさせ、除草なども指示して引き励ましたので、右者共にも勧めて、それ以来、年々、諸上納物は全て調えている。

百姓共之内西原磯辺本ニメ畠地所持有之、僅之風ニ茂塩はね揚、諸作毛損失ヶ間敷有之致迷惑候付、是又右面々氣を付下知方を以村より東表尾口与申所之野地四千四百七拾五坪六合致開地重耕申付候付、面々大粧為筋相成申候。右之通村所之為筋相勵置申候。依之奉願候儀御都合之程茂如何敷御座候得共、曖村之儀素より疲入年貢諸上納物調兼、未進穀三百五拾石余相疊、太分之穀數一時上納難相調年符上納願済之上、年賦を以上納仕来候処、可成程年賦引寄上納仕候様御取証被仰渡、疲労之村所年分諸上納物調方懸而何様之勵を以全相調可申哉与至極心配仕、農作家業之勵方折角引励、不斷作場立合仕口之善惡勤怠等相糾精々下知方仕、且那底杣山敷之内七千九拾九坪式合御訟済之上開地を以粟蒔入させ、草払彼是入念引励候付、去々年者年貢上納之外式拾石五斗四升八勺四才余勢取図御訟之上右未進穀之方江引寄上納仕、到去年二者四升九合式勺八才引寄皆目上納仕候上、右田之儀、水保宜所柄ニ而村所永代之重宝相成、且百姓之内不便之者共取計向等入念下知方仕、旁以村所之為筋相成、当分之躰ニ而者先様年貢諸上納物順々相調可申哉二相見へ、畢竟右面々御趣意之程厚ク奉汲受昼夜村所詰込不厭難儀出精下知方引励候所より、右次第別而殊勝之者共御座候間、右件御取証を以似合之勳功御取持被仰付被下度奉願候、余例茂多々御座候由承知仕、此段奉願事御座候間、右之趣を以幾重ニ茂可然様御取成奉頼候。以上

寅 四月

松原目差

保栄茂筑登之

松原首里大屋子

訳、百姓の中には西原の磯辺を中心にして畠地を所持する者もいる。僅かの風にも潮がはね揚げ、諸作物の損失が激しく迷惑しているので、是も又、右の面々、注意して指示し、村より東表の尾□という所の原野を4475坪 6合開墾して重ねて耕作を申し付けた処、面々、大層の支えなって働いた。右の通り村の支えとなつて働いた。これにより願い奉る儀、ご都合の程も如何かと存じるが、曖昧の儀、元より疲弊し年貢・諸上納物も調え兼ね、未進穀（滞納税）も350石にのぼり、一時に上納できないので年賦上納を願い出て許可され年賦上納を行つて來た処、なるべく年賦期間を短縮して上納するよう特別に仰せ渡された。疲弊している村は今年分の諸上納物に加え、どの様な働きで以て全てを調達すべきかとすごく心配し、農作業・家業の働き方も引き励まし、絶えず作業場に立ち合つて仕事の善惡・勤怠等をも糾して精力的に指示を行い、且つ、那底杣山の敷地の内7099坪 2合を許可を得て開墾し粟を植えさせ、草払いも彼は念入りに専念させたので、一昨年は年貢上納の他、20石 5斗 4升 8勺 4才も余分に収穫、申請の上、右の未進穀（滞納税）に回して上納した。去年に至つては4升 9合 2勺 8才を回して滞納分を全て上納した。右の田は保水も良い場所なので永久に村の大切な財産となり、且つ、百姓の内、不憫な者共への配慮も念入りに指示を行うなど、村の支えとなつて働いた。このままの状況でいければ先の様に年貢・諸上納物も順調に調達できるものと思われる。畢竟、右の面々が御趣意を良く理解し、昼夜とも難儀を厭わず、村に詰めて指示方に励んだため右の次第となつた。誠に殊勝な者共なので、右の件は特別に似合いの勲功を仰せ付け下さるよう願い奉る。余例も多くあることは承知の上、この段、願い奉るので、右の趣意を以て幾重にも然るべきよう頼み奉る。以上

寅（1866年）

松原目差

保栄茂筑登之

松原首里大屋子

（諭文） 勅使馬共吉宗源而限別星群五郎左衛門而御宿点を井ノ中付

（諭文） 錦見古宮

日吉大和

（諭文） 同

（諭文） 同

（諭文）

(2)『白川氏系図家譜支流』(大味俵)に見る〔川満村〕

十五世 恵考平良仁也

童名・屋真 嘉慶二十四年巳卯十一月十三日生(1819年11月13日生)

咸豐六丙辰九月二十一日為川満与人(1856年9月21日川満与人となる)

口語上 覚

川 満 与 人

〔川満村〕

右者、川満村池田之儀、乾田二而耕方不罷成荒捨置候間、下島之上委ク致差引究通田作相成候様可被計旨、去春出帆前御検使者方ヨリ被仰渡趣御座候付下島、早速成行承届候処去辰年御検使御渡海之砌、右田方近所赤宇川と申泉ヨリ水道差通候ハバ田拵可相成□□御検使御方御案内之上現場御見分之上彌其通可取計旨段々仰渡趣も御座候付、村中之面々江も御趣意之程申聞精々下知方を以水道差通田拵仕、米種子も貯穀之内ヨリ拝借を以蔵入置候処、以之外十月十二月ニ至リ泉本水無之ニ付、去々年去年兩度共乾田相成稻植方不罷成、右苗代は別ニ荒田明開植付取実七石五斗有之候段申出候付、私共差越致見分候処、右田方之儀、太分之坪高殊ニ右近邊之泉冬向は水湧少相成候由候付、赤宇川ヨリ之水道迄ニ而ハ田水究通申間敷、右近所江崎田川與那川と申両泉有之、崎田川江堤築立、與那川一所水道差越、赤宇川之水道同様右田方頭表江相流候ハバ究通相拵可相成と申談、水道通方又は耕方之次第等委ク申渡候上、度々差越見分を以精々下知いたし候処、百姓共ニは右通兩度共田拵之上泉水無之稻植付方不罷成候付、又々如以前手隙を費可申と(一)統相附耕方相厭候得共、役人筆者共ヨリ右様水相乾候儀時之災変、精々尽し耕方行届候ハバ永代之為筋相成候訣合旁取詰丁寧ニ申諭精々下知候付村中之者共も能汲受、水道通方彼是出精毫万七千百四拾七坪九合四勺田方明開、耕方順々行届、當年ヨリ稻植付出来高式拾四石式斗余有之、其内拾三石二斗余は當年上納穀並仕上世所遺定手形高補助仕、拾毫石は來年未進年賦ニ引寄上納方相調、其上耕作之下知出精引励都而之仕付宜候故當作之米粟致順熟、右田方之出實取合諸上納物余計相應有之、百姓一統緩々取償居候段申出、委ク穿鑿之上、彌申出通無相違、村中永代之為筋取計役務之詮相見得別而殊勝之者共御座候(後略)

未六月七日

宮古島頭 下地親雲上

同 砂川親雲上

同 平良親雲上

(後略)

日上覺

川 滿 与 人

〔川満村〕川満村は、鹿児島県東部に位置する村で、薩摩半島の北東部に位置する。

訳・右は、川満村の池田は乾田で耕作できず荒れたまま棄ててあるので、村へ赴き詳細に調査し、奥まで通して田作りができるよう計画すべき旨、去る春、出帆前に御検使者から仰せ渡された。早速、村に赴き状況を聴いた処、去る辰年（1856年）御検使が来島した際に、右の田の近辺にある赤宇川という泉から水道を通せば田作りができるものと、御検使一行を案内して現場検分を行った処、その通り実施するよう仰せ渡された。そこで村中の百姓共にもその趣意を申し聞かせ、指示を以て水道を通し田作りを行わせ、貯穀（非常用に蓄えた穀物）から米種子を拝借して蒔かせておいたが、以外にも10月・12月になって泉の源流が枯れてしまった。一昨年・去年とも乾田になり稻を植えることができないので、右の苗代は別に荒田を開墾して植え付け7石5斗の収穫があった旨、報告があった。私共も現場へ赴き検分した処、右の田は大分の坪高（面積）で、特に田の近辺の泉は冬場には湧水が少なくなるので、赤宇川からの水道だけで田水を奥まで通すのは不可能である。田の近辺には崎田川・與那川という二つの泉があり、崎田川に堤防を築き立て、與那川の一か所に水道を通し、赤宇川からの水道と同様に田の上手へ流したならば奥まで通り水田になるべしと、申し聞かせ、水道の通し方、及び、耕作の順序などを詳しく申し渡した上、度々、現場に赴き検分を行って指示した。百姓共は2度も田作りを行ったにもかかわらず泉の水がなく稻を植えることができなかつたので、又々、以前のように手隙を費やすべしと、皆、耕作に従事するのを嫌がつたが、役人・筆者共から右の様に水が乾くのは一時の災変であり、耕作が行き届けば永代の基盤になることの訳を丁寧に申し諭し指示したので、百姓共もそれを理解し、水道の通し方に精を出して17147坪9合4勺の田を開墾、耕作も順調に行き届き、当年より稻を植えて24石2斗余の米を収穫した。その内、13石2斗余は当年分の上納穀と仕上世所遣の定手形高を補助し、11石は来年分の滞納年賦を繰り上げて上納、その上、耕作の指示にも精をだして励まし、全ての仕付けが宜しいので、当年に作った米・粟とも順調に成熟している。右の田からの出実を取り合わせて諸上納物には相応の余分があり、百姓は全員、悠々と取り償っている旨の報告があつた。詳細に詮索した処、報告の通り相違なく、村中の永代の基盤造りなど役務の結果が現れており、誠に殊勝の者共である。（後略）

未(1859年)六月七日及(平0081)卯未み未(1859年)宮古島頭下地親雲上  
同上砂川親雲上  
(御前)大正上同上平良親雲上

(後略) (平1081) 西

御口上覚

〔川満村〕

右者恐多御座候得共申上候曖村之儀、此以前飢饉災変事相積未進穀太分相疊及難儀候付、私共事不斷村所相詰居ニ才百姓中熟談を以農事家業等之働く方折角下知方引進、尤未進穀之儀太分之穀高一時ニ上納難相調年賦上納之願申上相済候付、其通手組向相勧候折、年数引寄上納仕候様去々冬從御國元分ケ而被仰下候段奉承知、面々毎日作場立合仕口之善惡耕方之勤怠且又去辰年御檢使□□依係明開置候田方之儀究通不申候付、右畠近所江崎田川與那川と申両泉有之、崎田川江堤築立與那川一所水道差通、赤宇川ヨリ之水道同様右田方頭表江水道差通候付猶以田水相保、去々年右出実を以未進之方江拾壱石引寄上納仕置候段は其渥御首尾被仰上蒙御褒美候通ニ而、永々究通田作可相成見込を以、猶又去々冬ヨリ去冬迄ニ而今式千八百四拾坪式合式勺七才明添、耕方猶以精々下知方を以稻植付出来米式拾壱石式斗五升有之候上、其余田畠之出実茂余程相出来候故、去未年以来之年貢所遣之外未進穀百六石七斗三升七勺六才、其内三拾九石六斗七合壱勺三才來々亥年迄之未進年賦二ヶ年引寄皆同上納仕立候（略）

酉六月 川満与人

訳、曖村の儀、以前から飢饉・災変などが重なり、未進穀（滞納税）も大分滞って難儀に及んでるので、私共も村番所に詰めて、二才（士族の子弟）・百姓共と熟談し、農業・家業の働き方も懸命に指示している。尤も、未進穀（滞納税）は大分の穀高で一時に上納できないので、年賦上納を願い出て許可され、その通り計画を立てて働いている折り、年賦年数を短縮して上納するよう一昨年（1859年）の冬、御国元（王府）より特別に仰せ下されたので承知した。面々、毎日作業場に立ち合い、仕事の善惡・耕作方の勤怠、且つ、去る辰年（1856年）御檢使の□□により開墾して置いた田も利用していないので、右の畠の近辺に崎田川・與那川の両泉があり、崎田川へ堤防を築き與那川の一か所に水道を通し、赤宇川からの水道と同様に右の田の上手に水道を通したため田水を保つようになった。一昨年は右の田の収穫を以て未進穀（滞納税）11石を繰り上げて上納したことは、その顛末をご報告して御褒美を蒙った通りである。長く奥まで通せば田作りできるとの見込みを以て、尚又、一昨年の冬から去年の冬までに2840坪2合2勺7才の田を開墾して加え、更に精力的な指示を以て稻を植え付け21石2斗5升の米を収穫した上、その余りの田畠の出実も余る程の収穫だったので、去る未年（1859年）以来の年貢・所遣の他、未進穀（滞納税）106石7斗3升7勺6才、その内、39石6斗7合1勺3才是再来年の滞納年賦分を2年繰り上げて上納した。（後略）

酉（1861年）6月

川満与人

(3)『白川氏支流家譜』(小祖・十三世恵増)に見る〔嘉手苅村〕

十七世 恵恒翁長仁也(譜久山仁也)

童名・武佐 道光十五年乙未四月十四日生(1835年4月14日生)

咸豊九年十一月十五日 為嘉手苅村耕作筆者

(1859年11月15日嘉手苅村耕作筆者となる。)

口 上 覚

嘉手苅村耕作筆者

譜久山仁屋

但去未年耕作筆者被仰付当分迄四ヶ年振勤通

〔嘉手苅村〕

右者恐多御座候得共申上候。

一、曖村之儀、以前者風氣惡敷、熱病不相絶及失命候者共多有之村中不穩、此儀村前之水俗与申所江、水長々相たまり候上、村内道中亦者屋敷々ヨリ茂辺渡水湧出、余程渋強有之候所ヨリ右敷風邪之障不相絶肺相見へ、夫故耕作方思様不相達、年貢諸上納物涯々調兼連々疲入候付、右水俗並村内二茂水道差通候ハバ渋相去り風氣宜ク可相成旨、何れも申談、去辰年御検使御渡海之砌奉得御差図、弥其通相済候付、右水道明通方下地江蔵元申付候処、厚汲受水俗ヨリ入江迄四百間余水道差通、村内二茂溝明通、年々浚方無油断相勵候付、夫ヨリ水不相滯余程渋相去り風氣宜相成、村中安心仕耕作方ニ茂行届、年貢諸上納物順々相調頂上之儀御座候。

訳・曖村のことについて、以前は風気が悪く熱病が絶えなくて命を失う者が多く、村中が不穏であった。このことは村の前の水俗という所に水が長いこと溜まつた上、村内の道や屋敷からも辺りへ水が渡り湧き出て、排水の渋滞が強い所のため風邪の害が絶えない状態で、そのため耕作方も思うように出来ず、年貢・諸上納物も調べ兼ね次第に疲弊してきた。それで右の水俗や村内に水道を通したならば渋滞も無くなり風気も良くなる旨みんなで相談、去る辰年(1856年)に御検使が来島した際に御差図を受け、手続きを済ませて、右水道の明け通し方を下地へ蔵元より申し付けたところ、その意を汲み受け、水俗より入江まで四百間余り水道を通し、村内にも溝を通して、年々、底の浚い方、油断なく行つたので、それより水の渋滞はなくなつて風気も良なり、村中安心して耕作方も行き届き、年貢・諸上納物も順調に調べている。

一、蘇鉄之儀、去子年飢饉之節、模合敷並家内々仕立之等迄悉喰尽、種子欠之程成立候付  
右面々氣を付下知方を以模合敷並家内々江三千本程相仕立させ盛生宜、先様飢饉之補  
助相成可申与奉存候。

訳・蘇鉄のことについて、去る子年飢饉（1852年）の際、共同地・各家で植え付けて  
あった蘇鉄も全て食い尽くし、種子も欠乏してきたので、気をつけて下知し、共同  
地や各家に3千本ほど植え付けさせたところ成育が良く、先の様な飢饉の際の補助  
食になるものと思う。

一、牛馬之儀、去子年飢饉之節喰尽僅牛四・五疋、馬五・六疋所持有之、耕作方之支相成  
且積荷寄方其外諸雜物寄方等ニ至リ差支居為申事御座候処、飼立方精々入念致下知候  
付、牛四拾疋馬參拾九疋致繁栄、夫々無支相達申候。

訳・牛馬のことについて、去る子年飢饉（1852年）の際に喰い尽くし、僅かに牛4・5  
疋、馬5・6疋を所持、耕作方にも支障が出、且つ積荷の運搬やその外の諸雜物の  
運搬にも支障があったが、飼育方を念入りに下知したので、牛は40疋・馬は39疋に  
繁栄してそれぞれ支障なく仕事が出来るようになった。

一、唐藍い之儀、以前者仕立高少御用布調用專買入を以相弁、右代料年ニ五・六石余相及  
調方難儀仕為申事御座候処、模合敷並家内々江茂精々下知方を以漸々仕立広させ、手  
入方等入念相勵候付致盛生、去卯年ヨリ者模合仕立に而無不足御用相弁候上、年々賣  
出不便人共上納並村所遣之方江毫・弐石程完差向、家内々仕立之等者各自分用仕、大  
粧補益相成申候。

訳・唐藍のことについて、以前は植え付け高が少く、御用布調用は専ら購入。その代料  
は年に5・6石余になり調え方に難儀をしたことがあったが、共同地・各家へも下  
知して広く植え付けさせ、手入れも念入りに行ったので繁茂し、去る卯年（1855年）  
からは共同で植え付けて不足なく御用を充たした上、年々、売り出して困窮者共の  
上納や村所遣方へも1・2石程ずつ納め、各家で植え付けた藍は各自用に使用し、  
大層の儲けとなっている。

一、村近辺之野地模合働を以二千三百六拾六坪明開、粟蒔入させ其出實年々或る者八・九  
俵或る者拾式・三俵有之、不便人共上納並村所遣之方江召成、且胡麻菜種子大豆茂模

合作を以、定手形並時々御手形入被仰付候節無不足相調、且米之儀茂田方少所柄ニ而仕上世所遣両座手形之米茂過分買入を以相調為申事御座候処、去々年田七百九坪八合明開、稻植付させ其出実五俵有之、定手形並所遣之方江召成、村所出物大粧相輕目申候。

訳・村近辺の原野を共同で2366坪開墾して稲を蒔入れさせたところ、ある者は8・9俵、ある者は12・3俵の収穫があったので困窮者共の上納・村所遣に充て、且つ胡麻・菜種子・大豆も共同で作って定手形や時々の御手形入りの際も不足なく納め、且つ、米についても田の少ない場所なので、以前は仕上世座・所遣座定手形の米は購入していたが、一昨年に田708坪8合を開墾。稲を植えさせたところ5俵の収穫があり定手形並び所遣へ上納し、村からの出物（出費）が大変、軽くなった。

一、棕呂・黒つく・高こは之儀、前々者仕立高少御用並自分用茂買入を以相達為申事御座候処、家内々江相仕立させ、盛生宜先様公私之用弁無不足相達可申与奉存候。

訳・棕呂・黒ツグ・高クバのことについて、以前は植え付け高が少なく御用・自分用とも購入していたが、各家へ植え付けさせたところ成育が良く、公私の用とも不足なく充たすことができるものと思う。

一、里山並村抱護之儀、村所風水ニ茂懸り大切なものニ而候処伐絶候付、松苗敷地三千七百五坪五合相仕立させ、其外依所柄苗蒔等仕、最早盛生宜様村所之重宝相成可申与奉存候。

訳・里山や村の抱護林のことについて、村の風水にも影響する大切なものであるが伐り絶えているので、松苗を敷地3705坪5合に植え付けさせ、その他、場所を選んで苗蒔きなどを行ったところ、早くも成長が良く、村の大重要な財産になるものと思う。

一、当村之儀、前々者龕無之葬礼之備至極見苦敷有之候付、百姓共申諭去々年龕相仕立させ置候付、其以来荼毘之時結構相備重宝相成申候。右之通村所之為筋相勵置申候。

戌 五月

(後略)

嘉手劔目差

佐久田筑登之

嘉手劔与人

一、当村では以前には龕がなく葬礼の準備もすごく見苦しいので、百姓共を諭して一昨年に龕を作らせた。以来、荼毘の時の用意として大切な財産となっている。右の通り村支えとなって働いた。(後略)

戌(1862年)5月

嘉手苅目差

佐久田筑登之

嘉手苅与人

(4)『白川氏支流家譜』(小祖・十三世恵増)に見る〔川満村〕

十七世 恵恒翁長仁也(譜久山仁也)

同治元年壬戌閏八月二七日為川満村耕作筆者

(1862年8月27日川満村耕作筆者となる。)

口上 覚

川満村耕作筆者

譜久山仁屋

[川満村]

右者恐多御座候得共申上候

一、村所内貯穀之儀、凶年之用意至而大切成事ニ而、隨分出物を以相貯候様御法被召定候上每度被仰渡趣茂御座候処、此以前大風飢饉等之災変打続、一統困窮之砌、一稜手替之働無之候而者、年賦諸上納物調方懸而右出物調方相成申間敷段見及、曖村ニ才百姓中熟談を以農事折角引進、模合働之手筋等申付候折、猶又御使者御方ヨリ茂訣ケ而被仰付趣御座候付、彼面々毎日作場立合仕口之善惡、耕方之勤怠等相糾出精下知方仕、本地耕方懸而模合働を以野地七千九拾五坪明開、粟蒔入させ、且去辰年御檢使御方得御差図明開置候田方之内、面々配当相渡候残九百四拾六坪余茂同断下知方を以稻植付させ、右田畠之出実米式石、粟拾石余都合拾式石取図、村所ヨリ出物不及様内貯相囲本貯穀同前致蔵入御封印申請格護仕置候付、先様万一凶年差当候共、百姓等夫丈ケ不及飢難様取計相成可申与奉存候。

訳・村内の貯穀について、凶年への備えは非常に大切なことなので、できるだけ出物を以て貯穀するよう御法で定められている上、毎度、仰せ渡されているが、以前に大風・飢饉などの災害が続き、村人全員が困窮している際、一角の働きがなくては1年分の上納の調べ方も懸念され右の出物の調べ方も難しく思えるので、曖村のニ才・

百姓らは熟談して農業を積極的に進め、共同労働の方法等を申し付けた折、又、御檢使方からも仰せ付けられているので、彼の面々、毎日、作業場に立ち会って仕事の善惡、耕作方の勤怠などを糾すなど精をだして下知を行い、本地の耕作方を始め共同の働きを以て原野を7095坪開墾、粟を蒔き入れさせ、且つ、去った辰年（1856年）に御檢使方から指図を得て開墾した田の内、村人らに配分した残りの946坪余にも同様に下知して稻を植えさせ、その田畠の出実、米2石、粟10石、合計12石を収穫し、村からの出物が不足しない様に内貯穀を確保して、本貯穀と同様に蔵に入れ封印をして保管してあるので、先の様な凶年に差し当たっても、百姓らはそれだけ飢難に及ばないものと思う。

一、唐あい之儀、以前者仕立高少御用布調用過半買入を以相弁、右代料年ニ七石程相及び調方難儀為仕申事御座候処、模合敷並家内々江茂精々下知方を以仕立広させ、手入方等入念相勵候付致盛生、最早島産ニ而無不足御用相弁、且去辰年二者九・十月比致嵐就中去年者嵐引次長致旱枯懸り候付、至極及心配ニ手入方精々相勵水汲させ候故、例年通盛生宜ク有之、当年御用布用分茂無不足相達申候。

訳・唐藍のことについて、以前は植え付け高が少なく御用布調用の藍は大半を購入、その代料は年に7石に及び調え方に難儀をしていたが、共同地や各家へも下知して広く植え付けさせ、手入れ方も念入りに行ったので繁茂し、もはや島産藍で不足なく御用分を充たし、且つ、去る辰年（1856年）には9月・10月頃に嵐があり、なかなか去年は嵐に引き続き長い干ばつとなったのですが心配して、手入れ方には精勤を投入して働き水汲みをさせたので、例年どおり成育が良く、今年の御用布分も不足なく確保できた。

一、蘇鉄の儀、凶年之用意肝要成者ニ而仕立方入念候様段々被仰渡候処、去子年飢饉之節模合敷並家内々悉喰尽種子欠之涯相成候付、是又下知方を以模合敷並家内々江以前之通相仕立候上、喜舎場与申所前表石原ニ而蘇鉄敷可相成場所五百九拾壹坪五合模合勵を以蘇鉄千五百本余植付させ置候付、是又村所之補助可相成与奉存候。右之通村所之基、筋相勵置申候。

訳・蘇鉄のことについて、凶年への備えは肝要なことなので、植え付け方は念を入れるよう仰せ渡されているが、去る子年飢饉（1852年）の際に共同地や各家とも悉く喰盡を以て尽くし、種子も欠乏してきたので、是もまた下知方を以て、共同地・各家へ以前

と同様に植え付けさせた上、喜舎場という所の前表の石原で蘇鉄の植えられそうな場所591坪5合に共同働きを以て蘇鉄1500本余を植え付けさせたので、是も又、村の食料の補助になるものと思う。右の通り村のためによく働いた。

子（1864年）5月川満目差

砂川筑登之

川満与人

（5）『白川氏系図家譜支流』（崎山家）に見る〔友利村〕より下記譜文を引用

十四世恵辰池村仁也

道光十年庚寅十月朔日生（1830年10月1日生まれ。）

同二十七年丁未三月二十二日為荷川取村耕作仮筆者

（1847年3月22日荷川取村耕作仮筆者となる。）

咸豊三年癸丑七月十八日為西里村杣山筆者

（1853年7月18日西里村杣山筆者となる。）

※友利村杣山筆者、友利村就任年月日不詳、田中嶽亭著『宜上縣志』

咸豊八年（1858年）には既に友利村杣山筆者に就任している。

右者恐多御座候得共申上候、曇村儀、近年凶作相続未進穀太分相疊而、百姓及難儀候付□□と心配仕、不斷村詰右面々叮寧加熟談、農作家業等之諸仕方折角下知方引進、尤未進穀之儀太分穀數一時上納仕候儀不及手式、先達而年符上納之願申上相済候付、不斷作場立合粟蒔入方並草払彼は下知方引励、苅入候時節ニ茂畠々迄廻見を以不殘様取締方精々相勵、當年貢之外來々年迄之年符高三拾五石余之未進式年引寄皆目仕、且真苧唐阿い儀も前々は仕立高少專買入を以御用布調方相□、右代料過分之出物引負百姓共年々及難儀候付、是又右断下知方を以仕立重させ、手入方を茂時節不取後相勵、村產之苧阿いニ而御用布調方相達、殊更あい之儀余計茂有之來年御用布調方之方江差向候故、真苧阿い□代穀物太分相余大粧村所之為筋相成、飯料茂一編無不足順々相続、当分之躰ニ而ハ追々有付、年貢諸上納物涯々相弁可申哉と見得、此儀、畢竟右面々私共申付能汲受下知方引励候所右次第誠以御奉公之心入厚殊勝之物共御座候間、右件之趣別状之御取証を以何卒此節似合之御取持被仰付被下度奉願候、左様御達被下候得者

面々冥加は勿論、以後一統之励ニ茂相成可申哉と此段奉願事候間、此等之趣を以幾重ニ茂可然様御取成奉頼候、以上

申五月

（申月申日）  
（申月申日）  
（申月申日）  
（申月申日）  
（申月申日）  
（申月申日）

友利 目差

下地筑登之

友利首里大屋予

實 土 口

口 上 覚

（申月申日）

仙山筆者

池村仁屋

〔友利村〕

訳・右は恐れ多いけれども申し上げる。曖村の儀、近年凶作が続いて未進穀（滞納税）も大分たまり、百姓が難儀に及んでいるのでどうしたものかと心配し、常に村に詰めて百姓共と熟談を重ね、農業・家業などの諸方法を指示し進めている。尤も、未進穀（滞納税）は大分の穀数で、一時に上納できないので、先だって年賦上納を願い出て許可された。それで常に作業場に立ち合って稲の蒔き入れ方や草払いなどかれこれ指示方に専念し、刈り入れの時節にも各畠を巡回して穫り残しがないよう取り締め方にも精力的に働き、当年の年貢の他、再来年までの年賦高35石余の未進（滞納）を2年繰り上げて全て償還した。且つ、真苧・唐藍の儀も以前は植栽高が少なく専ら購入して御用布の調え方に当てていたが、右の代料の過分の出費を負担して百姓共が年々難儀に及んでいるので、これも又、右と同じく指示して植栽を増やさせ、手入れ方も時節に遅れないよう働き、村産の苧・藍で御用布調え方を満たすことができた。特に藍は余るほどに繁茂し、来年の御用布用に差し向けて、真苧・藍の代穀が大分余り、大層、村の支えとなっている。食糧も1度も不足なく順調に続いている、今の状況では次第に食糧も確保でき、年貢・諸上納物も支払えるものと思われる。このことは畢竟、右の面々が私共の申し付けを良く理解して指示方に引き込んだことによるもので、誠に御奉公の心得が厚く殊勝な者共であるので、右件の趣は特別のご配慮を以て、何卒、此の節に見合った御取り立てを仰せ付け下さりたく願い奉る。左様に御達し下されば面々の幸せは勿論、以後、みんなの励みにもなるべきものと、この旨願い奉るので、これらの趣を以て幾重にも然るべきよう御取り成し頼み奉る。以上

申（1860年）5月平

人已學頭 仁正

入モ

友利 目差

下地筑登之

友利首里大屋予

(6)『向裔氏系図家譜正統』に見る〔平安名村〕

五世 朝規富浜仁屋

嘉慶十九年甲戌三月二十五日生（1814年3月25日生まれ）  
咸豐十一年辛酉九月十日為平安名目差（1861年9月10日平安名目差になる）

モ星大里首叶玄

口 上 覚

〔平安名村〕

右者乍恐申上候。曇村之儀、去子年大飢饉之砌、余村ニ替餓死人多相出来、人居大分相減候上、飢營ニ付而牛馬過分喰尽、僅牛拾七疋馬拾三疋相残、農具田畠壳払持不足之者余多罷在、農事諸仕付差支、余村ニ替百姓等極々疲入一統氣力を落し、下知方等届兼候付、去寅年当砂川親雲上長間与人之時下知役被仰付、疲之根源被致穿鑿、右面々熟談を以野地六花、坪ニして八千四百九拾六坪、模合働を以明開、畠地持不足之者江相渡、五拾刃・鋤八刃・よふき拾式刃村向打調させ、農業（地）持不足之者江相渡候上、農事諸仕付向一稜知方引励候付、夫より百姓共氣力を起し夫々之産業入精相勵候処、未進穀之儀百姓五拾四石六斗式升余相及、急ニ上納之術不相叶年符上納願申上、其手組仕候最中、去辰年御檢使御渡海村所現在之様子御見分、夫々之諸仕付向屹与引励追々有附させ候様御取訳被仰渡、御仕（在）番・御使者・頭衆御廻見毎ニも右段々被仰渡趣御座候付、猶々下知方出精引励、到去々年ニ者野地四花、坪ニして五千六百六拾四坪明開、粟五石起余作出、村所上納の方相補且牛馬之儀も飼立方入念繁栄させ、亦者漸々買求都合牛百壱拾四疋之内馬（牛）六拾四疋牧牛相仕立、五拾式疋家内々飼立、馬六拾疋之内拾四疋牧馬相仕立、四拾六疋家内飼立所持有之、耕作方並壅貯彼是之用弁無支、夫故諸作毛致順熟且真苧・唐あい之儀、以前者仕立方無之、專買入を以御用布調料為相弁事候処、唐あい模合仕立高四百拾四坪式合、家内々江も一家内ニ付九坪三合七勺四才完ニ而都合八百七拾壱坪七合八勺式才相仕立、真苧も模合働を以三百九拾七坪八合八勺八才相仕立させ、御用布調料相補、右両品買入代料相省、旁之所より右未進穀兼而之年賦より三ヶ年引寄去年迄皆目相納、且蘇鉄之儀も去子年飢饉ニ有丈喰尽、其以来仕立方然々無之候付、漸々仕立重模合敷地七千三百三拾四坪五合六勺八才、蘇鉄三千七百式拾六本余、家内々江も四千四百三拾四本相仕立させ、且彼村はい川与申所者第一之用水所ニ而御座候処、去辰年四月之比岩崩落泉口相塞、村中用水相欠一涯及騒動為申事御座候処、是亦右面々思慮工面を尽し、岩本より九尋余側より掘出泉口相開用水相達、其外村抱護諸上木等無不足相仕立、旁大粧村所之為筋相成、當分之振合ニ而者追々百姓共有附候儀も可有之段相見得申候。（略）

平安名目差 立津仁屋

下知役□□ 前里与人

平安名与人

丑（1865年）

## 口 上 覚

〔平安名村〕

(平成21) 11

訳・恐れながら申し上げる。曇村のことについては去る子年飢饉（1852年）の際に他村と変わって餓死人が多く出て、人口も大分減った上、飢えを凌ぐために過分に牛馬を喰い尽くし、僅かに牛が17匹・馬が13匹が残っているだけである。農具や田畠なども売り払って持ち不足の者が多く、農業の仕付方にも差し支え、他村と変わり百姓らは極端に疲弊し気力を失っていて、下知方も届き兼ねている。それで去る寅年（1854年）、当砂川親雲上が長間与人の時下知役を仰せ付けられ、疲弊の原因を詮索し、右の面々と熟談して原野を6花、坪にして8496坪を共同作業を以て開墾して畠地持ち不足の者へ渡し、へら50刃・鋤8刃・よふき12刃を打ち調べさせて農地持ち不足の者共へ渡した上、農業の諸仕付方についても一角の下知方に励んだ。それより百姓共は気力を起こしてそれぞれの産業に精を入れて働いたが、未進穀（滯納穀）は54石6斗2升余に及んでおり、短期間で上納すべき手段がなく年賦上納を願い出てその通り行っている最中に、去る辰年（1856年）御檢使（富川親方）が来島して村の現況を視察され、それぞれの諸仕付方に引き勵み食に有り付けさせるよう特別に仰せ渡され、在番・御使者・頭からも視察ごとに同様の趣旨を仰せ渡されているので、下知方に精を入れて励み、一昨年に至っては原野を4花、坪にして5664坪開墾し、粟を5石余り作りだして村の上納を補い、且つ、牛馬の飼育にも念を入れさせて繁栄させ、又はしばしば買い求めて、合計牛114匹の内、64匹は牧牛に仕立て、52匹は各家内で飼育し、馬60匹の内、14匹は牧馬に仕立て、46匹は各家内で飼育所持している。耕作方や貯穀方もかれこれ用便に支障なく、それ故、作物も順調に成長している。且つ、真苧・唐あいの儀も、以前はこの仕立てがなく、専ら購入して御用布調料を支払っていたが、唐あいは共同仕立てで414坪2合、各家内にも1家内に付き9坪3合7勺4才ずつ、合計871坪7合8勺2才仕立てさせ、真苧も共同仕立てで397坪8合8勺8才仕立てさせて御用布調料を補い、両品の購入代料をうかしている。傍ら右の未進穀もかねての年賦より3か年短縮して去年までに全て完納、且つ、蘇鉄の儀も去る子年の飢饉に有るだけ喰い尽くし、以来仕立てることがなかったので仕立てを重ね、共同敷地7334坪5合6勺8才に蘇鉄3726本余、各家内にも4434本仕立てさせ、且つ、村のはい川という所は第一の用水所であるが、去る辰年（1856年）4月頃に岩が崩れ落ちて泉の口を塞ぎ、村中の用水を欠き大騒動になった事があったが、これも又、右の面々、思慮・工面を尽くし、岩本より9尋余側から掘り出して泉口を明け開き用水を確保、その他、村抱護の諸上木（樹木）等も不足なく仕立て、村の為に大いに働いて、この状態でいけば次第に百姓共の

食料も確保できるものと思われる。」

丑(1865年)

平安名目差 立津仁屋

下知役□□ 前里与人

平安名与人

(7)『忠導氏系図家譜正統』に見る【狩俣村】  
咸豊元年辛亥四月七日為狩俣首里大屋子(1851年4月7日、狩俣首里大屋子となる。)

咸豊二年八月十九日為惣横目(1852年8月19日、惣横目となる。)

〔狩俣村〕  
右者恐多御座候得共申上候  
嘆村之儀、近來飢饉異変打続、未進穀大分相疊及難儀候付、私共事村所江相詰居、右面々加熟談、農作家業之働く方折角下知方引勵候得共、既躰地面狹薄地之所二而、面々所持二而相耕候田畠之出實二而者、年貢所遣懸而大分之未進穀年符通順々難相調躰見及、村所熟談之上所柄見合田畠明求方申付、去午年以来大浦村東表田原と申荒田毫万七千六百六十拾三坪四合、且野地之内畠敷毫万七千三拾五坪式合明開耕方相勵候折節、去々冬從御國元未進穀年数引寄上納仕候様被仰下候段奉承知、彼面々毎日作場立合仕口之善惡耕方之勤怠相糺、猶精々下知方引勵米粟成熟次第不洩様取方相勵、去々未年以来本地并右畠地より之出實取合、年貢所遣穀之外余村並之年貢高ニ相重、年々七拾六石九斗七升六合五勺宛三ヶ年ニ都合式百式拾七石九斗式升九合五勺九才、其内式拾式石六斗毫升六合毫勺九才來年符引寄皆同上納仕、就中右新田之儀、川口と申能泉より水道明通サセ置候付、耕方最近先様年貢諸上納物順々相調、永々村所大粧為筋相成可申哉ニ相見得、畢竟右面々御用之程能汲受下知方引勵候所より右次第誠以御奉公之心入厚殊勝之者共御座候間、件之趣別条之御取訳を以何卒筆者共江も上國式度宛之勳功ニ才頭さはくり共江者御位被成下候様此節御問合被仰上被下度奉願候、左様御達下候ハバ面々冥加者勿論一統之勵ニも相成可申哉と、此段奉願事御座候間、此等之趣幾重ニも可然様御取成奉頼候以上。

酉六月

狩俣首里大屋子

口上 覚

〔狩俣村〕

訳・嘆村のことについて、近年、飢饉・異変が打ち続き、未進穀(未納税)も大分重なつ

て難儀に及んでいるので、私共は村に詰めて右の者共と熟談し、農作・家業の働き方を下知し励ましている。けれども、村の土地は狭く瘦せ地なので、村人たちの所持している田畠の収穫だけでは、年貢・所遣に加えて大分の未進穀を年賦どおりに納めることは困難に思えるので、村と熟談の上、場所柄を見合わせて田畠の開墾を指示。去る午年（1858年）以来、大浦村の東表の田原という荒田1万7千6百63坪4合、且つ、原野の内、畠地として1万7千35坪2合を開墾して耕作方に励んでいる折節、一昨年（1859年）の冬、御国元（王府）から未進穀の年賦期間を短縮して上納するよう仰せ付けられた。それで彼の者共、毎日作業場に立ち会い、仕事の善惡・耕作方の勤怠を糺し、精力的に下知し励まして、米・粟が成熟し次第、取り残しのないよう取り締め方に専念した。一昨年、未年（1859年）以来、本地（元からの土地）並びに右の畠地（開墾地）から収穫した穀物を取り合わせて、年貢・所遣穀の他に余村並の年貢高に加えて、年々、76石9斗7升6合5勺づつの3か年分、計227石9斗2升9合5勺9才の穀物を上納した。その内、2石6斗1升6合1勺9才は来年年賦分であるがこれも引き寄せて全て上納してある。とりわけ右の新田は川口という良き泉から水道を通させてるので、耕作方も最近は以前のように年貢・諸上納物も順調に調達でき、末永く村を支える貴重な基盤になるものと思う。つまりは右の面々が御用の内容を汲み取り下知方に励んだことによるもので、誠にもって御奉公の心構えが厚く優れた者共である。このような理由なので、何卒、筆者共へは上国2度づつの勳功、二才頭・さはくり共には御位を授けて下さるよう、この節、御問合申し上げて下さるようお願い奉る。そのようにお達し下されば、この者共の幸せはもとより皆の励みにもなるべきものと、この趣旨での願いなので、これらの趣旨、幾重にも然るべきよう、お取り成し頼み奉る。

酉（1861年）6月

狩俣首里大屋子

當島狩俣村役人筆者加勢共、曇村真苧唐あい芭蕉苧仕立方入念、且牛馬ふた羊等繁栄させ、且荒地明開させ畠地持不足之者共江相渡、段々村所之為筋取計置候功劳御取持を以、首里大屋子者似合之御褒美、目差并筆者加勢人共ハ上国壹度宛之勳功被成下度、去夏申上候処、諸役人江も吟味為致、私共ニも委敷吟味仕可申上旨被仰渡趣奉得、其意精細吟味仕候処、前文之通御取持被仰付可然と奉存候、尤諸役人とも吟味申渡候処、惣横目方者去夏各見付之程申上置候間ニ而、其通御取持被仰付候方、餘之役々者私共同意之段、別紙之通申出有之候、此段申上候、以上。

酉二月十三日

吾國の業者と通商し、乃端燒を其旨の古文の記す。付右其事に付て。下地親雲上  
西の事。木林の事。その事。又御用御使の件。また御用御使の件。砂川親雲上  
付御用御使の件。近朱の兼大アメ利口。其手ノヨリ。平良親雲上  
付御用御使の件。近朱の兼大アメ利口。其手ノヨリ。潮平里之子親雲上  
付御用御使の件。近朱の兼大アメ利口。其手ノヨリ。崎山里之子親雲上  
付御用御使の件。近朱の兼大アメ利口。其手ノヨリ。安田里之子親雲上  
付御用御使の件。近朱の兼大アメ利口。其手ノヨリ。手登根親雲上  
付御用御使の件。近朱の兼大アメ利口。其手ノヨリ。前川親雲上  
付御用御使の件。近朱の兼大アメ利口。其手ノヨリ。〔**狩俣村**〕  
〔**狩俣村**〕付御用御使の件。其手ノヨリ。或士念書。式古志通。御用御使の件。其手ノヨリ。  
訳。當島、狩俣村の役人筆者・加勢共は村の真苧・唐あい・芭蕉苧の植栽方に念を入れ、  
且つ、牛馬・ぶた・山羊などを繁殖させ、且つ、荒地を開墾させて畠地持ち不足の  
者共に譲渡し、村の基盤作りに配慮した。その功績をもって、首里大屋子には似合  
いの御褒美を、目差・筆者・加勢人共へは上国一度の勲功を下さるよう、去年の夏  
に申し上げたが、諸役人にも吟味させ、私共にも詳しく述べべき旨仰せ渡された。  
その意通り精細に吟味した結果、前文の通りお取り持ち仰せ付けられて然るべきと  
思う。尤も、諸役人へも吟味を申し渡した処、惣横目の方には去年の夏に目を通さ  
せてあるので、その通りお取り持ちを仰せ付けられる方、その他の役人たちは私共  
と同意である旨、別紙の通り申し出ている。この旨申し上げる。以上  
二月廿酉(1861年) 2月13日 ふみの御用御使の件。付御用御使の件。其手ノヨリ。  
下地親雲上  
砂川親雲上

予草太郎首題付

平良親雲上

潮平里之子親雲上

崎山里之子親雲上

安田里之子親雲上

手登根親雲上

前川親雲上

付御用御使の件。其手ノヨリ。或士念書。式古志通。御用御使の件。其手ノヨリ。

付御用御使の件。其手ノヨリ。或士念書。式古志通。御用御使の件。其手ノヨリ。

付御用御使の件。其手ノヨリ。或士念書。式古志通。御用御使の件。其手ノヨリ。

日三十酉二酉

#### 4. 各村における復興の概況

前項では「子年飢饉」以後の宮古の各村の様子を記した『球陽』『家譜』史料を紹介したが、この項では改めて各村の概況をまとめ、各村の疲弊の状況・各村が疲弊を乗り越えていく様子を見てみたい。

①先ず、宮古島は子年（1852年）以来、しばしば飢饉に見舞われ、食糧難に陥っていた。

日々の糧を得るため牛も殆ど喰い尽くし、どの村も2・3匹の牛を有するのみで耕作に支障をきたしているが、島民は困窮疲弊して牛馬を購入する余裕がない。そういう状況の中で、島民34人の者たちが開墾した山野の田や牛・馬・豚の類を各村に分け与え人々の救済に貢献した。

②比嘉村では、大川・浦底・野嘉・佐事などの水田が多くあるが、耕作する人がいないため荒蕪地となっており、又、開墾すれば水田として使える原野も多くあるので、宮古に在島中の検使が役人に命令して水田を開墾させた。10人の役人たちは率先して村人とともに精力的に奮闘して10500坪余の水田を開墾し、その中から困窮した人々に畑や牛馬を与え、更に皆で協力して2130坪余の水田を開墾した。その結果、水田は27060坪にも及び村の利益となっている。

③来間村では、百姓が困窮疲弊して年貢の滞納が出た。そこで5人の士族の子弟は役人の命令を受けて百姓を集めて農業に専念させた。以後、凶年に逢っても年貢を全納、滞納していた年貢（大米20石1斗5升余）も3年の期限で小米・大豆・小麦などをもって完納することができた。又、百姓に指示して苧麻や藍を栽培させ衣服の用に備えさせ、更に、蘇鉄を3,180株植えさせて不慮の需要に備えさせるなど、村のために利益を図った。

④川満村では、池田地域の水田が水もれし泥が乾いて耕作できなかった。そこで川満村の田作事3人は心力を尽くし百姓を励まして水道を開溝、17747坪の水田を開き、今年始めて稲を植えて24石2斗余りの米を収穫、諸々の貢賦を完納した上、滞納していた貢賦も期限前に全納した。

⑤新里村では、百姓が極端に困窮して多くの貢賦を滞納した。村の田作事2人は役人の命令を受け、百姓を集めて農業に専念させ激励した。以後、毎年の貢賦も満額完納し、滞納していた貢賦（49石7斗6升余）も4年の期限で小米・大豆・小麦などをもって

全納、更に、村人に指示して広く苧麻や藍を栽培させ衣服の用に備えさせるなど、村に多大な利益をもたらした。

⑥友利村では、去年（1859年）の7月に干ばつがあり、芋の収穫も少なく、蓄えてあった栗種子も喰い尽くして飢餓人がでた。友利仁屋はこれを見て心を傷め、大麦両包余・栗種子1包余・豆醤57斤を支給して飢餓人の救済にあたった。

⑦伊良部村では、数年飢饉が続き百姓は極端に困窮疲弊して貢賦に多くの滞納がでた。村の士族の子弟や百姓ら5人は村人を激励し農業・家業を振興して、滞納していた一切の年貢を全納、更に、村人に指示して苧麻や藍草を加増栽培させ、公布・私服の用に備えさせた。

⑧砂川村では、子年（1852年）の飢饉がひどく、次いで熱病が流行し、農業ができずに貢賦の滞納がでた。村の砂川仁屋は役人の命令を受け、村人に呼びかけ農業に専念させた。以後、諸々の貢賦も期限内に完納、更に、村人に指示して土地を開墾し困窮した民に分け与えた。又、荒土を開いて小米を作らせ貢賦の補いとさせ、貧窮者には小米などの物資を支給するなど、村のため多大な貢献があった。

⑨仲地村では、数年飢饉が続き多くの貢賦を滞納し極端に困窮していた。村の士族・百姓ら5人は、村人を激励して農業・家業を振興し、年貢を奉納、滞納分の貢賦も全納させることができた。又、村人に指示して苧麻や藍草を加増栽培させ公布用・私布用に備えせるなど、村に多大な利益をもたらした。

⑩砂川村では、砂川与人が就任以来、百姓を指揮して農業に専念させた。この島は滞納貢賦が多く、今ある畑地の生産だけでは例年の貢賦の他に、更に滞納分を納めるのは不可能である。そこで与人は百姓に命令して、原野14400坪・荒地5600坪余を開墾して生産地を広くした。又、藍草・苧麻・芭蕉苧・棕櫚・久葉・蘇鉄類を目差と相談し百姓に命じて多く植栽させた。更に、家造りに費用をかけること改めさせ、且つ、苧麻・焼酒・茶葉などの物資を支給するなど、島のために恩恵を施した。

⑪松原村では凶作が続き税の未納高も350石の穀高に及んだ。一時に上納するのは難しいので許可を得て年賦で上納してきたが、王府から年賦期間を短縮するようにとの指示がでた。当年分の税もあり短縮した年賦分をどのように調達すべきかとすごく心配、

農作業・家業に専念させた上、那底の杣山の内、7099坪2合を開墾して粟をまかせた。その結果、一昨年は年貢上納の他に20石5斗4升5合余の収穫があるので年賦を短縮して上納し、去年も年賦分を含め短期間に全てを上納した。松原村にはもとから田がなく仕上世・所遣座へ納める定手形の米は購入していたが、1862年には川嶺という原野を開墾して田を造り、1864年までには473坪余の田を造って稻を植えさせて。その結果、2石5斗の米を収穫、定手形の米を納めた上、余りは年賦分にまわした。困窮した百姓は畠不足で年貢の調達に難儀しているので、役人・百姓とも相談の上で、1862年に「いま後」という所のアダン地を946坪余開墾、一人につき473坪余を配分して粟を蒔かせた。それ以来、順調に年貢の調達はできている。

⑫嘉手苅村では排水の悪い水俗があるため病気が絶えず、死者も出て、耕作ができずに年貢・諸上納物の調達に支障がでた。そこで役人・百姓とも相談の上、1856年に来島した検使の指示を得て、水俗から入江まで、四百間余の水道を通して水の渋滞をなくした。又、「子年の飢饉（1852年）」では、共同地・各家で植えてあった蘇鉄も食い尽くし、種子も不足したため、指示して共同地・各家に3千本の蘇鉄を植えさせ飢饉の際の補助食に備えさせた。牛馬も牛4・5匹、馬5・6匹を残して殆ど食い尽くし、耕作・積荷運搬などに支障が出たので、飼育方を指示し、牛40匹・馬39匹まで増頭させた。唐藍についても御用布用は専ら購入していたが、共同地・各家に植えさせ、1855年からは共同地の藍では御用布用を充たしたうえ売りに出して困窮者の上納にあて、各家の藍は各自用に使用させた。更に、村近辺の原野を共同で2366坪開墾させ、粟や胡麻・菜種子・大豆などを作って、困窮者の上納や定手形などにあてた。仕上座・所遣座定手形の米は以前に開墾した709坪8合の田からの収穫で上納を充たしている。シユロ・クロツグ・高クバも以前は購入していたが、各家に植えさせ、公私の用を充たすようになった。里山や村の抱護林も、松苗を敷地3705坪余に植えさせたところ順調に成長している。

⑬川満村では、以前に大風・飢饉などの災害が続き、村人全員が困窮に陥って上納の調達も困難な情況となった。役人・士族の子弟・百姓らは相談して農業を積極的に進め、今有る畠の耕作はもとより、共同で原野を7095坪開墾し粟を植えさせた。又、1856年には検使の指示を得て田を開墾し村人に配分、余りの946坪余にも稻を植えさせ、収穫した米2石と畠からの粟10石を村の内貯穀として確保、本貯穀とともに蔵に保管し凶年の際の食料に備えてある。唐藍は植え付け高が少なく、御用布用の藍は大半を購入していたが、共同地・各家に広く植栽させた。その結果、もはや島産藍で御用布分

の藍を充たすようになった。蘇鉄についても、「子年の飢饉（1852年）」の際に共同地・各家の蘇鉄とも食い尽くし、種子も不足してきたので、指示して共同地・各家に以前同様植えさせ、更に、喜舎場という所に場所を選び、共同の働きで591坪余に1500本の蘇鉄を植えさせ、村の食料の備えとした。

⑭友利村では、近年凶作が続き年貢の滞納も増えて百姓が難儀に及んでいた。役人・百姓らは熟談を重ね農業・家業に専念した。滞納年貢は大分の穀高で一時に上納できないので年賦上納を許可してもらった。役人は作業場に常に立ち合って粟の蒔き入れ方・草払いなどを指示、収穫期には畠を巡回して穫り残しがないよう精力的に働いた。おかげで当年の年貢の他、再来年までの滞納年賦35石余も2年繰り上げて返済することができた。更に以前は御用布用に購入していた真苧・唐藍も植栽を増やし、手入れにも専念したので、村産の苧・藍で御用布の調え方を満たしている。特に藍は余る程に繁茂したので、来年の御用布用に回すなど、真苧・唐藍の代料が大分余った。

⑮平安名村では「子年の飢饉（1852年）」の際に餓死人が多く出て人口が激減した。牛馬も過分に食い尽くし残されたのは牛17匹・馬13匹のみで、農具・田畠を売り払って農業に支障をきたし、百姓は疲弊して気力を失っていた。1854年、長間与人が下知役を任じられた。彼は役人・百姓らと熟談して原野を8496坪開墾させ畑持ち不足の者に配分し、更に、へら50刃・鋤8刃・よふき12刃を造らせて持ち不足の者に渡した。それより百姓は気力を起こし農業に打ち込んだ。滞納穀の54石6斗2升は短期間では返済できないので願い出て年賦上納で納めてきた。その最中の1856年には検視が来島して現況を視察、在番・御使者・頭とも視察ごとに食料確保のため仕事に励むよう特別に指示があった。それで精力的に働き、一昨年には原野を5664坪開墾し粟5石を収穫して上納を補い、牛馬の飼育にも念を入れさせ、或いは、購入させた。牛は114匹の内、64匹は牧牛・52匹は各家で飼育させている。馬は60匹の内、14匹は牧馬・46匹は各家で飼育している。耕作や貯穀も用便に支障なく、作物も順調に成長している。真苧・唐藍も以前は購入していたが、唐藍は共同で414坪2合・各家で9坪3合余、合計871坪7合8勺2才、真苧も共同で397坪8合8勺8才栽培させ御用調料を補っている。滞納穀も年賦を3年短縮して去年までに全て完納、蘇鉄も先の「子年の飢饉」で食い尽くされたままなので、共同地7334坪5合6勺8才に3726本余・各家に4434本植栽させた。又、村包護の植林も不足なく行うなど、大層、村の支えとなっている。

⑯狩俣村では、近年、飢饉・異変が続き、税の滞納も重なって難儀していた。それで役

人達は熟談し指示して農作業・家業に専念させた。けれども、土地は狭く瘦せ地のため、今ある田畠の収穫だけでは、当年の年貢・所遣に加え、多額の滞納税を年賦どおりに納めることは困難と思われたので、村と熟談し、場所を選んで1858年に大浦の東、田原という荒田を1万7千六百63坪4合、原野を畑として1万7千35坪2合を開墾した。ところが1859年に王府から滞納税の年賦期間を短縮するよう指示が出た。そこで役人達は毎日、作業場に立会い、仕事の善惡・耕作の勤怠を糾し、精力的に指示して農作業に専念させた。以来、元の畑と開墾した畑からの収穫で、年貢・所遣の他に、年々76石9斗7升6合5勺づづの3年分、合計227石9斗2升9合5勺9才の穀物を上納した。その内の2石6斗1升6合1勺9才是来年の年賦分であるがこれも繰り上げて全て上納した。

#### 5、まとめ

1852年の「子年飢饉・熱病」では3000人近い餓死者・病死者がでた。生き残った人々は年貢どころか非常用の貯穀や蘇鉄・種子用の栗・牛馬なども喰い尽くし、木の実や海草などを採取して飢えを凌ぐという状況であった。その後、数年、各村とも疲弊困窮の状態が続き、年貢の上納も滞って多額に増えていった。しかし、窮地に追いやられた人々は「座して死を待つ」姿勢より「死地の中から活路を開く」積極的な生き方を選び、多大な労働力を糧にこの疲弊した状況を乗り越えていった。

蔵元では、「子年飢饉」で各村が疲弊している事から、数年間、年貢の滞納を認め、その償還は年賦でもって支払うことを許可した。「子年飢饉」のあと人々は気力を失い各村とも疲弊が続いたが、数年後には人々は「座して死を待つ」姿勢からようやく活路を求めて動き始めた。先ず、各村ではこの疲弊した状況を立て直すため役人・百姓らの熟談が重ねられた。その熟談の末、役人・百姓とも一丸となって農業・家業に励み、農作物の生産高を高めることに専念した。その最中の1856年には王府の檢使翁長親方らが現状視察のため来島、その3年後の1859年には「滞納年貢の年賦期間を短縮して償還するよう」王府の通達が出された。しかし、農業・家業に専念し生産高をあげても、今ある田畠の収穫だけでは一挙に年賦分をまとめて返済するには限度があった。

役人・百姓らは更に熟談を重ね、これらを解決する手段として、各村の休耕地や原野・荒地などの開墾利用が計画された。この開墾利用計画に基づき、村の役人・百姓らは共同作業をもって休耕地・原野・荒地などの開墾を積極的に行つた。例えば比嘉村では水田12630坪、川満村では水田17747坪、砂川村では畑20000坪、松原村では畑8045坪2合余・水田473坪余、嘉手苅村では畑2366坪・水田709坪8合、平安名村では畑14160坪、狩俣では田17663坪4合・畑17035坪2合など、広大な休耕地・原野・荒地が開墾されている。これ

らの共同作業には、おそらく、『農務規模帳』や『沖縄県旧慣地方制度』に「耕作筆者の儀、正、二、三、七、八、九、十、十一、十二月都合九ヶ月は村中大えひ組（大結組）を以て5日宛追立耕作可相勧す事」「えい組を以て追立候節は未明村中拍子木打百姓壱人も洩さず、卯時限り作場に追出し候事」と記される大結組（上人男女の組合による共同作業）が動員されたものと思われる。

これらの開墾造成された田畠の一部は困窮者らへ牛馬とともに分け与えられ、先に困窮者を救済した上で村人全員の協力体制・自給自足の体制がとられていった。おそらく、これら開墾地の配分も『農務規模帳』の「面々所持の畠現坪つつ取メ帳面記し置、持不足の者は持過の方より配分し又は近辺の野地見合い村向明渡一統不及難儀様程能取計、毎物成上納人の多少に応じ無親疎可致配地事」に基づいて行われたものであろう。造成された畠や水田には粟・米・大豆・小麦などが植えられ、更に苧麻・藍・蘇鉄なども増植された。例えば、来間村では小米・大豆・小麦のほか蘇鉄3180株、川満村では粟・米のほか藍・蘇鉄1500本（591坪余）、新里村では小米・大豆・小麦のほか苧麻や藍、伊良部村では苧麻・藍、砂川村では小米のほか藍・苧麻・芭蕉苧・棕櫚・久葉・蘇鉄、松原村では粟や米、嘉手苅村では粟・米・胡麻・菜種子のほか蘇鉄3000本・棕櫚・黒次・高久葉・松苗（3705坪）、平安名村では粟のほか真苧・藍・蘇鉄（共同地7334坪余に3726本、各家に4434本）、狩俣村では粟や米のほか真苧・藍・芭蕉苧など、有用穀物・有用植物が加増栽培された。また、嘉手苅村や平安名村・狩俣村では牛馬や豚・山羊の増殖も精力的に行われている。これらの田畠から収穫した粟・米・大豆・小麦などは当年の年貢はもとより滞納年貢の償還に当てられ、これまで購入していた藍は村で栽培自給、蘇鉄の増植は不慮の災害時の食糧として、また、苧麻や芭蕉苧の増植は公布・私布用に備えるものであった。

こうして「子年飢饉」から約10年間、疲弊困窮した人々は、各村において原野や荒地を開墾して畠地・水田などの耕作地を増やし、粟や米・大豆・小麦などの有用穀物や蘇鉄・藍・苧麻・芭蕉・棕櫚・久葉などの有用植物を増産して当年の年貢はもとより滞納年貢ともほぼ償還、ようやく死地の中から活路を見い出して、「子年飢饉」後の疲弊した状態から次第に立ち直っていったのである。

6、おわりに

1800年代の宮古は1836年の「申年の大風・旱魃」1844年の「辰年の大風」1852年の「子年の大風・旱魃」など、相次ぐように大きな自然災害に遭遇している。1836年の「申年の大風・旱魃」では、6月17・18日の台風で村番所や貯穀蔵・御用布織家・苧積家・紺染家など211軒、学校所2軒、頭以下役人・士族の子弟・百姓の家など6996軒、合計7209軒の家屋が倒壊した。7209軒といえば宮古の家屋が全滅したといつても過言ではない。各自蓄

えてあった食料は家とともに吹き飛ばされたであろう。こうした自然災害に備えて各村では毎年夫賃粟から貯穀（貯蓄）をしているが、その貯穀蔵も全滅状態である。食料不足の中で各自家を建て直さなければならぬのに、台風以後も雨がふらず、更に8月11から13日の台風で芋や豆などの作物が全滅。人々は種子用の粟・大麦・小麦までも食い尽くし8月の末頃には飢饉状態に陥った。蔵元では9月から翌年の2月まで救護米を支給するが、1106人（男610人・女496人）の病死・餓死者がでた。この間に馬420匹・牛508匹の牛馬が盗まれ或いは食い尽くされている。この年から数年間は当然年貢の滞納が続く。病死者・餓死者1106人の内、正人分の年貢は次年度から生き残った正人の割り勘負担となる。数百頭の牛馬の喪失は農耕作に支障をきたす。滞納年貢は何年かの年賦返済となる。数年後、人々は何とか動き始めるのだが、その時には、以前の年貢+死者の割り勘負担分+十年賦分の形となり年貢は比較的重いものとなる。それでも何とか返済し復興に向かう矢先、1844年「辰年の大風」で農作物はもとより倒壊家屋2340軒の被害を受ける。そして、その8年後には「子年の大風・旱魃・飢饉」である。こうして見えてくると、1836年の「申年の大風・飢饉」から「子年飢饉」後の疲弊を乗り越える1865年頃までのおよそ30年間、宮古の人々は台風・旱魃などの自然災害で住居や農作物を失い飢饉に陥って多くの病死者・餓死者をだし、更には当年の年貢+十年賦分の返済上納のため原野や休耕地などを開墾、多大な労働力を要して自然災害による疲弊を切り抜け復興してきたことがうかがわれる。

#### 付記

こうした「子年飢饉」後の復興の状況を、『平良市史』第三巻（資料編1・前近代）は『白川氏系図家譜支流（大味儀）・十五世恵考の口上覚』を例にとって「きびしい労働をしいられながら荒地を開こんして作った農作物であったのに、折角の労働の報いを受けることもなく一粒残らず上納に取り上げられた、とあるが、その百姓の心の内はどのようなものであつただろうか」と記す。しかし、原文には「折角の労働の報いを受けることもなく一粒残らず上納に取り上げられた」との表記はなされていない。「口上覚」の原文は「荒れたままの乾田に共同作業で水道を通し水田17147坪余を造成して米を作り、収穫した米で当年の年貢はもとより来年分の滞納年賦も繰り上げて償還、これまでの畠と造成した田からの収穫で当年の諸上納には相応の余分がある。」と記している。共同作業により開墾地が広がり、新たに広大な田畠が増えたこと。この田畠を利用して粟・米・小麦・豆などの有用穀物を増産し、日々の食糧と当年の年貢及び滞納年貢まで全てを償還できたこと。更に、蘇鉄や苧麻・芭蕉苧・唐藍・棕櫚・黒次・久葉などの有用植物を増植し、自給自足の態勢が整えられていったこと。これらは全て「労働の報い」といえるのではないか。また、百姓の心情にしても主觀をまじえるならば「滞納していた多額の年貢を全て償還した

「おもての開拓はまだ少しも進んでおらず、おおむね田畠で暮すが、これから先は村や村人も裕福になっていくにちがいない」という、将来に希望の燭光がさしこむ心情を思い浮かべるのだがどうだろうか。ともあれ、窮地の中あって、多大な労働力を糧に将来への活路を切り開いた当時の人々の労苦に対し、敬意を表する思いである。

#### ※参考文献

『球陽（読み下し編）』球陽研究会（昭和49年）

『忠導氏系団家譜正統』（仲宗根家本）

『尚裔氏系団家譜正統』（砂川家）

『白川氏系団家譜支流』（大三俵）

『白川氏系団家譜支流』（崎山家）

『白川氏家譜支流』（小祖・十三世）平良勝保（翻刻）

『宮古島近古文書』柳田國男

『宮古史伝』慶世村恒任（昭和2年）

『平良市史第三巻』平良市役所（1981年）